

厚生労働省福島労働局発表
令和2年3月31日(火)

担 課 課 当	【照会先】
	福島労働局職業安定部職業対策課
	長 坂 本 規 子
	課 長 補 佐 佐 藤 道 夫
地方障害者雇用担当官	菅 野 敏 弘
	TEL 024(529)5463 FAX 024(536)4211

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき 市町村等の26機関へ障害者採用計画の適正実施を勧告

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(4ページ参照)では、国及び地方公共団体(以下「公的機関」という。)に、法定雇用率以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない公的機関は、障害者採用計画を作成しなければなりません。しかしながら、福島県内の各市町村等の機関における障害者雇用率(法定雇用率2.5%)は、2.11%(令和元年6月1日現在)にとどまっています。

その中でも、下記の26機関は、平成30年6月1日現在、公的機関に義務付けられている法定雇用率2.5%を達成できなかったため、平成31年1月に1年間にわたる障害者採用計画を作成しましたが、計画終期(令和元年12月末)現在、雇用状況に改善が見られず、この採用計画に基づく実施ができていません。

このため、障害者雇用促進法第39条第2項の規定に基づき、新たに作成、実施した計画(計画期間:令和2年1月1日～令和2年12月31日)を適正に実施するよう、3月24日付けで福島労働局長名による適正実施勧告を行いました。

記

◎適正実施勧告の対象となる公的機関(26機関)

1伊達市、2桑折町、3国見町、4国見町教育委員会、5公立藤田病院組合、6南会津町、7下郷町、8只見町、9湯川村、10昭和村、11会津若松地方広域市町村圏整備組合、12喜多方市、13西会津町、14北塩原村、15田村市教育委員会、16鮫川村、17須賀川市教育委員会、18古殿町、19相馬市、20新地町、21富岡町、22大熊町、23双葉町、24浪江町、25川内村、26相馬方部衛生組合

※地方公共団体に対する雇用率達成指導の流れ及び適正実施勧告の発出基準については2ページを参照。

地方公共団体等に対する雇用率達成指導の流れ

○平成30年6月1日

法定雇用率 **未達成**
(法定雇用率 2.5%)

○平成31年1月1日

採用計画の作成・実施

○令和元年12月31日

採用計画の期間満了

(※) 適正実施勧告の発出基準

次にいずれかの基準に該当する場合に行う。

① 計画終期における採用計画実施率50%未満であること。

② 計画期間終期の実雇用率が、平成30年6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

○令和2年3月

適正実施勧告
(労働局長)

○令和元年6月1日現在

法定雇用率 **未達成**
(法定雇用率 2.5%)

○令和2年1月1日

採用計画の作成・実施

(1年間)

○令和2年12月31日

採用計画の期間満了

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
（45.5人 [50人] 以上規模の企業）
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
〔独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 5% [2. 3%]
（40人 [43.5人] 以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 4% [2. 2%]
（42人 [45.5] 以上規模の機関） |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・五とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 175 号）

附則

1 （略）

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（この項及び附則第四項において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び十八条の規定の適用については、当分の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、同条ただし書中「百分の二・五」とあるのは、「百分の二・四」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・六」とあるのは、「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」とする。

市町村等の機関における障害者雇用状況(詳細)

参考3

1 県内市町村等の機関における障害者雇用状況(全体)

令和元年6月1日時点

年度	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤達成割合(%)	⑥不足数
元	18,826.5	397.5	2.11	36/74	48.6	71.0
30	18,582.0	365.5	1.97	29/74	39.2	84.0
前年度比	244.5	32.0	0.14	7/74	9.4	▲ 13.0

2 障害者採用計画にかかる適正実施勧告対象機関における雇用状況

No.	機関名	30.6.1現在				元.6.1現在				元.12.31現在				備考
		法定雇用率2.5%		③法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	④障害者の数	法定雇用率2.5%		③法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	④障害者の数	法定雇用率2.5%		③法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	④障害者の数	
		①実雇用率	②不足数			①実雇用率	②不足数			①実雇用率	②不足数			
1	伊達市	1.69	5.0	710.5	12.0	1.98	3.0	708.5	14.0	2.12	2.0	708.5	15.0	特例認定あり
2	桑折町	1.17	1.0	85.5	1.0	1.20	1.0	83.5	1.0	1.20	1.0	83.5	1.0	
3	国見町	0.00	2.0	106.5	0.0	0.00	2.0	107.5	0.0	0.00	2.0	107.5	0.0	
4	国見町教育委員会	0.00	1.0	63.5	0.0	0.00	1.0	61.5	0.0	0.00	1.0	61.5	0.0	
5	公立藤田病院組合	1.96	1.0	254.5	5.0	1.60	2.0	249.5	4.0	1.60	2.0	249.5	4.0	
6	南会津町	1.57	1.0	191.0	3.0	1.52	1.0	197.0	3.0	1.53	1.0	196.0	3.0	
7	下郷町	0.00	2.0	81.0	0.0	0.00	1.0	78.0	0.0	0.00	1.0	77.0	0.0	
8	只見町	0.98	1.0	102.5	1.0	1.10	1.0	91.0	1.0	1.10	1.0	91.0	1.0	
9	湯川村	0.00	1.0	42.5	0.0	0.00	1.0	42.5	0.0	0.00	1.0	42.5	0.0	
10	昭和村	0.00	1.0	49.0	0.0	0.00	1.0	48.0	0.0	0.00	1.0	48.0	0.0	
11	会津若松地方広域市町村圏整備組合	0.00	1.0	44.0	0.0	0.00	1.0	42.0	0.0	0.00	1.0	42.0	0.0	
12	喜多方市	1.75	3.0	458.0	8.0	1.51	4.0	464.0	7.0	1.51	4.0	464.0	7.0	
13	西会津町	1.15	1.0	87.0	1.0	0.56	1.5	88.5	0.5	0.56	1.5	88.5	0.5	
14	北塩原村	0.00	1.0	46.0	0.0	0.00	1.0	44.5	0.0	0.00	1.0	44.5	0.0	
15	田村市教育委員会	0.00	1.0	70.0	0.0	0.00	1.0	77.0	0.0	0.00	1.0	77.0	0.0	
16	鮫川村	0.68	0.5	73.5	0.5	0.65	0.5	76.5	0.5	0.65	0.5	76.5	0.5	
17	須賀川市教育委員会	0.31	7.0	325.5	1.0	0.30	7.0	336.5	1.0	0.59	6.0	336.5	2.0	
18	古殿町	0.90	1.0	111.0	1.0	0.86	1.0	116.0	1.0	0.88	1.0	113.0	1.0	
19	二本松市	2.00	2.0	450.5	9.0	2.02	2.0	445.0	9.0	2.02	2.0	445.0	9.0	注1
20	本宮市	0.82	4.0	244.5	2.0	0.82	4.0	244.5	2.0	0.82	4.0	244.5	2.0	特例認定あり 注2
21	相馬市	0.78	4.0	255.0	2.0	1.14	3.0	263.0	3.0	1.14	3.0	263.0	3.0	
22	新地町	0.00	2.0	116.0	0.0	0.00	2.0	119.0	0.0	0.00	2.0	119.0	0.0	
23	富岡町	0.65	2.0	153.0	1.0	0.63	2.0	159.0	1.0	0.63	2.0	159.0	1.0	
24	大熊町	0.00	3.0	150.5	0.0	0.00	3.0	147.5	0.0	0.00	3.0	142.5	0.0	
25	双葉町	1.18	1.0	85.0	1.0	1.15	1.0	87.0	1.0	1.15	1.0	87.0	1.0	
26	浪江町	0.55	3.0	181.0	1.0	0.53	3.0	189.0	1.0	0.53	3.0	189.0	1.0	
27	川内村	1.18	1.0	85.0	1.0	1.22	1.0	82.0	1.0	1.22	1.0	82.0	1.0	特例認定あり
28	相馬方部衛生組合	0.00	3.0	142.0	0.0	0.71	2.0	140.5	1.0	0.72	2.0	139.5	1.0	

注1 No.19の二本松市においては、令和2年2月19日時点において、障害者の数11人、不足数0.0人となっている。

注2 No.20の本宮市においては、令和2年3月5日時点において、障害者の数6人、不足数0.0人となっている。

注3 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率職員相当数を除いた職員数である。

注4 「備考」欄の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該機関A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。

注5 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5人カウントしている。

注6 機関名欄の色塗りされている機関は、前年度において適正実施勧告を受けている機関。